

改訂版



人として生きる52

これって・・・DV?

～ひとりで悩んでいませんか?～



DVって何？

～ひとりで悩んでいませんか？～

DVとは？

DVとは、親密な関係にある人や、あった人への暴力(Domestic Violence: ドメスティック バイオレンス)のことです。

“DV”は、“けんか”ではありません。

相手を暴力によって、自分の思い通りにコントロールし、支配しようとすることです。

加害者は「好きだから」、「愛しているから」、「あなたのため」、「私のことを好きなら」、「お前のせいだ」などと、その責任が被害者にあるような言い方をしてくる場合があります。そのため、被害者は自分が悪いと思いがちで、自分さえ我慢すればいいなどと考えてしまいます。

この関係は、お互いの意識が変わらない限り、なかなか変わるものではありません。更に、周りからもよく「それなら、別れたらいいのに」と思われがちですが、加害者の巧みなコントロールに支配され、別れることも簡単ではありません。

DVは重大な人権侵害です。決して許されるものではないとの意識をもつことが大切です。

それが、被害者も加害者もつくらない唯一の方法です。

対等な関係とは？

★「NO(イヤ)」と言える関係！

★「NO(イヤ)」を受け入れられる関係！

(「NO」≠「嫌い」、

「NO」は、あなたを「嫌い」という意味ではありません)

DV暴力の種類

身体的暴力

- ◆たたく・殴る・蹴る
- ◆たたく・殴る・蹴るまねをする
- ◆髪の毛などを引っばる
- ◆手や腕などをつかむ
- ◆首をしめる
- ◆刃物などでおどす
- ◆物をなげつける
- ◆監禁する

など

言葉の暴力

- ◆けなす
- ◆ばかにする
- ◆大声で怒鳴る
- ◆否定や批判を繰り返す
- ◆自分のいうことだけをきくように言われる
- ◆皮肉・嫌みを言う
- ◆嫌がる呼び方をする

など

精神的暴力

- ◆無視する
- ◆嫉妬させたり、嫉妬して責めたりする
- ◆相手の行動を監視する・制限する
(携帯電話のメールのチェック・
頻繁な電話メール・アドレスや履歴
などの管理)
- ◆付き合う相手を制限して孤立させる
- ◆自分の好みの服装や髪形を強要する
- ◆自分の都合や意見をおしつける
- ◆自殺をほのめかす

など

経済的暴力

- ◆生活費を渡さない
- ◆外で働くことを嫌がる
- ◆働いたお金を搾取される
- ◆借金を強要する

など

性的暴力

- ◆キスやセックスを強要する
- ◆嫌な性癖をおしつける
- ◆避妊をしない
- ◆アダルトビデオや雑誌、漫画
などを見せる
- ◆携帯電話などで裸の写真を撮った
りそれをSNSで流す(と脅す)

など

子どもを巻き込む暴力

- ◆子どもの前で暴力をふるう※
- ◆子どもを取り上げようとする
- ◆子どもの前であなたを非難する
- ◆子どもとあなたが仲良くするのを嫌う

など

※子どもの前で暴力をふるうことは、
児童虐待にあたります

DVのサイクル

DVにはひとつの繰り返す
サイクルがあるといわれています。

ハネムーン期

別人のように優しく
なったり、謝ったり、
暴力は振るわないと
約束をするなど。

緊張期

イライラし、軽い爆発
を起こす。怒りやスト
レスをためこむ。

暴力は繰り返されます！

爆発期

怒りが爆発し、大きな
暴力が起こる。



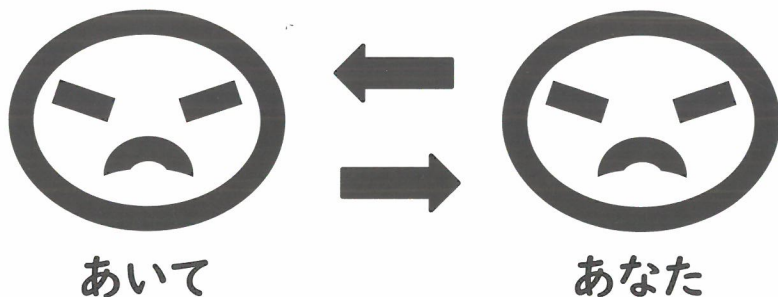
「本当は優しい人」「暴力さえなければ」と思っていないですか？

DVは暴力によって、相手を支配し、思い通りにコントロールしよう
とすることです。DVにはひとつの繰り返すサイクルがあり、それによ
って被害者は相手の別人のような優しさにやり直せるのではと
期待を持ってしまう。

あなたは無意識にコントロールされているかもしれません。

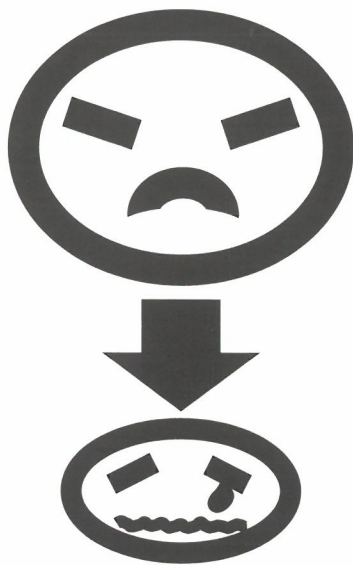
けんかとDVの違い

けんか・・・対等な関係



横の関係で、同じ大きさのパワーを対等にやり取りするのがけんかです。

DV・・・支配する・される関係



上下の関係で、片方が小さくて、物事の決定権が相手にあるのがDVです。

あなたのパートナーとの関係は、どうでしょうか？ チェックしてみましょう！

- ☐ 相手を怖いと思うことがある
- ☐ 相手の機嫌が気になり、理不尽だと感じても我慢する
- ☐ 相手の機嫌が悪いと、自分に非があると思ってしまう
- ☐ 相手の期待通りに行動しなければ、悪いことや怖いことが起こると考えてしまう
- ☐ 相手は自分にうまくいかないことがあると、あなたに原因があると言う
- ☐ 相手は、友達や家族の前で、あなたをバカにするようなことを言ったり、態度をとったりする
- ☐ 相手は、あなたを傷つけるようなことをしたあと、人が変わったようにやさしくなったり、気をつかったりする
- ☐ 相手は、あなたがセックスに応じることを当然だと考えている

どうでしたか？

チェックが複数ある場合は、あなたは既に相手にコントロールされている可能性があります。
関係を変えるためには、あなたの一歩が大切です。

ひとりで悩んでいませんか？

悩んでいる時は、ひとりで抱え込まないでください！
相談できるところや解決していく方法があります!!

相談

いろいろな機関で相談を行っています。詳しくは、裏面をご覧ください。

配偶者暴力相談支援センター、大阪府女性相談センター、
市区町村 DV 相談窓口、男女共同参画センター等

警察

緊急時、危険なときは 110 番通報を！！

被害者の意思を踏まえ、配偶者の検挙、指導、警告、自衛・
対応策についての情報提供など適切な措置をとります。

一時保護

とりあえず加害者から避難したい！

大阪府女性相談センター等が実施します。子どもと一緒に
にしばらく安全に生活することができます。これからの
ことを職員と一緒に考えていきます。

保護命令

加害者が近寄ってこないようにしたい！

被害者が地方裁判所に申し立てると、相手方に対し、保
護命令が出されます。

*更なる暴力により、生命または身体に重大な危害を受
ける恐れが大きいときに限ります。

- ・ 被害者への接近禁止命令（1 年）
- ・ 被害者の子又は親族への接近禁止命令（1 年）
- ・ 電話等の禁止命令（1 年）

・ 退去命令（原則 2 ヶ月）※住居の所有者又は、賃借人が
被害者のみである場合は、被害者の申し立てにより 6 か月間
配偶者暴力相談支援センターは、保護命令の情報提供や
助言を行っています。

関連法令：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配
偶者暴力防止法）」

「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」

相談窓口

◆よりそいホットライン ※24時間対応

☎0120-279-338…ガイダンス③

◆大阪府女性相談センター ※DV相談は24時間対応

☎06-6946-7890

◆DV相談ナビ

#8008

◆性暴力救援センター・大阪 SACHICO 24時間ホットライン

☎072-330-0799

◆大阪府貝塚子ども家庭センター 《土・日・祝日・年末年始は休み》

☎072-430-6005(DV専用ダイヤル)

◆泉佐野警察署 生活安全課 ※緊急時は110番へ！！

☎072-464-1234

◆ストーカー 110番(大阪府警本部) ※24時間対応

☎06-6937-2110

◆泉佐野市人権推進課 《土・日・祝日・年末年始は休み》

☎072-463-1212(内線2495)

◆いずみさの女性センター

女性のための面接相談 【予約制 人権推進課にて】

(相談日・時間は要問合せ。夜間相談あり。)

女性のための電話相談 ☎072-469-7402

第1～第4水曜日 10:00～12:00、13:00～15:00

◆女性の人権ホットライン(法務局)

《土・日・祝日・年末年始は休み》

☎0570-070-810 8:30～17:15



〈インターネット人権相談〉

泉佐野市役所 人権推進課

〒598-8550 泉佐野市市場東1丁目1番1号

☎ 072-463-1212 ファックス 072-464-9314

※この冊子は法務省委託事業により作成しています。